

令和5年度 第 2 回

鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時 : 令和5年11月7日(火) 午後1時～

場 所 : 鶴岡市役所 大会議室(6階)

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報 告

（1）次期「山形県国民健康保険運営方針（案）」について

5 協 議

（1）鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について

（2）令和5年度国民健康保険特別会計の補正について

（3）その他

6 そ の 他

7 閉 会

「第2期 山形県国民健康保険運営方針(案)」の概要

第1章 基本事項

○規定の目的

県と市町村は、国民健康保険の事務を共同で共通認識の下で実施するとともに、市町村事務の広域化や効率化を推進するため、県が県内統一の国民健康保険の運営方針を定める。

○対象期間

令和6年度～令和11年度 ※中間年である令和8年度に除証

第2章 国民健康保険の現状と将来の見通し

○市町村国保の現状と将来の見通し

・被保険者数 1 万人未満の小規模保険者（市町村）が多い（R 3：84.4%）
・被保険者の減少（県H20：320千人⇒H27：265千人⇒H30：231千人⇒R 3：215千人）
・高齢の被保険者（65歳～74歳）の割合が全国よりも高い
（H27：県41.7% 全国38.9% ⇒ R 3：県53.8% 全国45.8%）
・1人当たり医療費の増加（県H20：282千円 ⇒ H27：362千円 ⇒ R 3：418千円）
⇒ 被保険者に減少傾向かつ1人当たり医療費は増加傾向＝国保の財政運営は厳しい。

第3章 納付金と保険税(料)の標準的な算定方法及びその水準の平準化

【納付金制度】

- ・県は市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、標準保険税率を提示し、市町村が保険給付に必要な費用を市町村に全額支払う。
- ・市町村は保険税(料)率を決定、賦課・徴収し、県に国保事業費納付金を納める。

【納付金の算定方法】

県が推計した医療費等を県内市町村が医療費水準、所得水準に応じて負担する。

- ・算定方法は、所得割・均等割・平等割を用いる3方式とする。
- ・納付金算定における所得水準は、調整等を行わず全て納付金に反映させるものとする。
- ・納付金（医療分）の対象とする経費は、療養の給付、療養費、審査支払手数料、その他県と市町村が合意した経費等とする。
- ・レセプト1件あたり80万円超の高額医療費は各市町村の共同負担とする。

【標準保険税(料)率の算定方法】

市町村間の保険税(料)の比較を可能とするため、県は統一的な算定方法により、市町村ごとの市町村標準保険税(料)率を算定・公表する。

- ・算定方法は、所得割・均等割・平等割を用いる3方式とする。
- ※標準保険税(料)率は、他市町村との比較を可能とするための値であり、各市町村が被保険者に実際に賦課する保険税(料)率は、市町村が定める。

第4章 市町村における保険税(料)の徴収の適正な実施

- 保険税(料)の収納率の現状
・R 3：県95.87% 全国11位
- 目標収納率の設定
・県全体目標：R 3 全国5位の水準(96.12%)
程度に引上げ
- ・市町村ごとの目標収納率を設定
- 収納率向上の取組
・口座振替の推進
- ・保険税(料)の納付手段の多様化 など

第5章 市町村における保険給付の適正な実施

- 市町村の保険給付の点検の状況
・レセプト点検による一人あたり財政効果額
（R 3：県2,463円、全国2,056円）
- 県による保険給付の点検、事後調整
- 療養費支給の適正化
- レセプト点検、第三者行為求償事務の取組強化
- 県内市町村間異動にともなう高額療養費の多数回該当の引継ぎの実施

第6章 医療に要する費用の適正化の取組

- 各市町村におけるデータヘルス計画に基づく取組を県と市町村が一体となって着実に進める。
- 医療費適正化に向けた取組状況（R 3）
・特定健康診査受診率：県49.5% 全国36.4%
・特定保健指導実施率：県47.5% 全国27.9%
・後発医薬品使用割合：県85.1% 全国79.2%
○医療費適正化計画と連携した取組
・特定健診・特定保健指導・がん検診の実施率の向上
・高齢者の疾病予防・介護予防の推進 など

第7章 市町村国保事業運営の広域化及び効率化

- 保険者事務の共同実施
- 医療費適正化・保健事業・収納の共同実施
- 収納対策の共同実施
- 事務の標準化に向けた取組

第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の施策との連携

第9章 関係市町村相互間の連絡調整

【協議】

(1) 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、国民健康保険税について規定する「地方税法」に出産した被保険者に係る免除措置に関する事項が定められ、地方税法施行令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるところにより免除措置を実施するものである。

産前産後期間の国民健康保険税の免除措置の創設

1. 要旨

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国民健康保険に加入している人が出産した場合、産前産後期間（4か月）の国民健康保険税（所得割及び被保険者均等割）を免除する。

2. 制度の概要

(1) 免除対象者：妊娠85日（12週）以降に出産した人

＊死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産の場合も対象

(2) 免除対象期間：出産の予定日または出産の日の属する月（＝出産予定月）の前月（多胎の場合3月前）から出産予定月の翌々月までの期間

【例1】令和5年11月出産（単胎・多胎）

R5.10月 (前月)	R5.11月 (出産予定月)	R5.12月 (翌月)	R6.1月 (翌々月)
免除対象外			減免年度：令和5年度

【例2】令和6年2月出産（単胎）

R6.1月 (前月)	R6.2月 (出産予定月)	R6.3月 (翌月)	R6.4月 (翌々月)
減免年度：令和5年度			減免年度：令和6年度

【例3】令和6年4月出産（多胎）

R6.1月 (前々々月)	R6.2月 (前々月)	R6.3月 (前月)	R6.4月 (出産予定月)	R6.5月 (翌月)	R6.6月 (翌々月)
減免年度：令和5年度			減免年度：令和6年度		

(3) 免除申請：納税義務者（＝世帯主）からの届出が必要（事前届出も可能）
ただし、市で国保加入者の出産の事実を確認することができる場合は、納税義務者からの届出がなくとも、減免することができる。

(4) 国・地方の財源負担割合：国1／2 都道府県1／4 市町村1／4

3. 施行期日：令和6年1月1日

(2) 令和5年度鶴岡市国民健康保険特別会計の補正について

令和5年12月に開催される鶴岡市議会定例会に提出を予定している国民健康保険特別会計補正予算の要求内容は以下のとおりである。

1. 償還金

- ・ 令和4年度山形県国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）の返還金
- ・ 返還が生じた理由
山形県から交付される保険給付費等交付金（普通交付金）は、概算額で交付され、保険給付の実績確定後に次年度に精算を行うため。
- ・ 歳出補正要求額：92,106,679円（返還額）
- ・ 歳入補正（財源）：前年度繰越金

2. システム改修委託料

- ・ 国民健康保険システム標準化対応業務の委託料
- ・ システム改修が必要となった理由
地方自治体の基幹系業務システム（17業務）は、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行させなければならないが、国民健康保険システムの標準システムへの移行作業を令和7年度末までに遅滞なく完了させるにあたり、作業開始時期を令和6年4月（当初予定）から前倒しする必要が生じたため。
- ・ 歳出補正要求額：約630万円（令和5年度作業分委託料見込額）
- ・ 歳入補正（財源）：前年度繰越金

鶴岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和5年11月7日現在)

区 分	氏 名	就任年月日	備 考
被保険者代表	あ べ けん いち 阿 部 健 一	R5.8.7～	鶴岡市農業協同組合
	さ とう のぶ お 佐 藤 宣 夫	R4.11.15～	庄内たがわ農業協同組合
	わ だ みつ こ 和 田 光 子	R4.11.15～	山形県漁業協同組合
	いわ もと てる ひさ 岩 本 輝 久	R5.8.7～	鶴岡商工会議所
	くま き まこと 熊 木 誠	R3.8.4～	出羽商工会
保険医・保険 薬剤師代表	ふく はら あき こ 福 原 晶 子	H21.11.15～	鶴岡地区医師会
	さく ま まさ ゆき 佐久間 正 幸	H21.11.15～	鶴岡地区医師会
	み はら いち ろう 三 原 一 郎	R元.11.15～	鶴岡地区医師会
	つる まち え り 鶴 町 恵 理	R4.11.15～	鶴岡地区歯科医師会
	とり うみ よし あき 鳥 海 良 明	R元.11.15～	鶴岡地区薬剤師会
公益代表	えん どう はつ こ 遠 藤 初 子	R3.11.12～	鶴岡市議会
	さか もと まさ 栄 坂 本 昌 栄	R3.11.12～	鶴岡市議会
	くろ い ひろ ゆき 黒 井 浩 之	R3.11.12～	鶴岡市議会
	あ べ ひろし 阿 部 寛	R3.11.12～	鶴岡市議会
	いからし かず ひこ 五十嵐 一 彦	R3.11.12～	鶴岡市議会
被用者保険等 保険者代表	こ いけ のぶ あき 小 池 信 明	R3.8.4～	山形県被用者保険等保険者連絡協議会 (きらやか健康保険組合)
摘 要	任 期 令和4年11月15日 から 令和7年11月14日 まで		

(市・事務局)

職 名	氏 名
副市長	阿 部 真 一
健康福祉部長	佐 藤 繁 義
総務部次長兼課税課長	村 上 江 美
納税課長	齋 藤 充
健康福祉部参事兼健康課長	佐 藤 正 直
国保年金課長	佐 藤 清 一
藤島庁舎市民福祉課長	出 村 真 一
羽黒庁舎市民福祉課長	山 口 え み
櫛引庁舎市民福祉課長	佐 藤 栄 一
朝日庁舎市民福祉課長	佐 藤 智 井
温海庁舎市民福祉課長	剣 持 健 志
国保年金課課長補佐	山 口 幸
国保年金課国保医療係国保医療専門員	田 村 はるな
国保年金課国保医療係専門員	黒 坂 圭
国保年金課国保医療係主事	吉 原 祐希子